

自転車活用推進本部の運営について（案）

自転車活用推進本部令（平成 29 年政令第 142 号）第 4 条の規定に基づき、自転車活用推進本部（以下「本部」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. 本部会合への出席要請について

本部は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

2. 議事の公開について

本部会合は非公開とし、議事録は、原則として、本部会合終了後速やかに発言者名を付して公開する。

3. 配付資料の公開について

本部会合で配布された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。